

第4章 良好な都市環境の創造

1 緑・水辺（目標の項目）

目標：公園や緑地、市街地の樹木などの緑や水辺地を保全・整備・創造・管理し、うるおいとやすらぎのあるまちをつくります。

目標達成するための指標

都市公園等の施設緑地の面積 平成27年度(2015年度)に183ha

一人当たり都市公園等の施設緑地の面積平成27年度(2015年度)に12m²/人

水と緑は都市において憩いの場を創出し、まちに潤いを与えます。市民や事業者の努力でまちの緑化が進んでいますが、今後も、行政は親水性に考慮した河川などの水辺の整備や緑化推進への支援をまちづくりの中で進めていく必要があります。

「鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例」にうたわれているように、樹林地、水辺地、農地、公園などの緑地を適正に確保することは、うるおいと安らぎのある都市環境を形成するだけでなく、大気汚染や騒音などの軽減、さらには、災害に強いまちづくりにも寄与します。

平成19年度末、都市公園等の施設緑地の面積は92.68ha、一人当たりの都市公園等の施設緑地の面積は5.36m²/人です。

（1） 保全すべき緑地の確保

首都圏近郊緑地保全法に基づく近郊緑地保全区域の指定

< 都市計画課 >

首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)は、『首都圏の近郊整備地帯において良好な自然の環境を有する緑地を保全し、首都圏の秩序ある発展に寄与すること』を目的としています。平成19年度末現在、近郊緑地保全区域は「円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域」として、横浜市分と合わせて約1,096haが指定され、このうち鎌倉市分は、今泉地区約123ha、十二所和泉谷地区約94ha、十二所七曲地区約26haの他合計約294haで、近郊緑地保全計画において地区内の行為が規制されています。

緑地保全契約の締結等による保全の推進

< みどり課 >

「緑地保全契約」は、市街地に広がるまとまりのある緑地を保全するため、土地所有者の理解のもとに行うものです。契約締結地に対しては、保全のための奨励金を交付するほか、必要に応じて緑地保全基金の財源の範囲内において土地の買入れを行っています。なお、平成19年度末現在の契約面積は約75.2haになります。

緑地保全基金による緑地の買入れ等

<みどり課>

「緑地保全基金」は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和61年条例第21号)に基づき、市内の豊かな緑地の保全を目的とする事業の推進を図るために、昭和61年4月に設置されたものです。毎年度の市費による積立て、運用利子の積立て、寄付金による積立てが歳入となり、緑地の買入れ及び緑地保全契約の奨励金の交付等が歳出となります。平成19年度末の市費積立などの累計は表4-1のとおりです。

平成元年度から平成19年度末までに約24.31haの緑地を基金の処分により買入れており、平成19年度では玉縄城址、常盤山地区の緑地約0.76haを買入れしました。

表 4-1 緑地保全基金の状況

単位：円

市費積立	運用利子積立	寄付金積立	基金処分	基金現在額
11,750,000,000	904,302,455	615,412,511	10,064,053,105	3,205,661,861

森林法に基づく保安林の指定

<みどり課>

森林法(昭和26年法律第249号)は、『森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、国土の保全と国民経済の発展とに資すること』を目的としています。この法律に基づいて、現在、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林、潮害防備保安林、保健保安林、風致保安林として、5種約279ha(重複指定含む)が指定されています。

神奈川県自然環境保全条例に基づく自然環境保全地域等の指定

<みどり課>

神奈川県自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)により、自然的社会的諸条件から見てその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定し、地域内の一定の行為を規制しています。平成19年3月6日、円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴い、当地域の指定は解除されました。

農業振興地域の整備に関する法律に基づく農用地区域の指定

<産業振興課>

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)は、『農業の健全な発達を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与すること』を目的としています。この法律に基づき神奈川県知事が定める農業振興地域整備基本方針により、「農業振興地域」として関谷・城廻地区115haが指定されており、農業振興地域整備計画が定められています。この計画において47.9haが「農用地区域」となっており、農用地区域では、開発行為が規制されています。

生産緑地法に基づく生産緑地地区の指定

<都市計画課・産業振興課>

生産緑地法(昭和49年法律第68号)では、『農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資すること』を目的として、市街化区域内にある農地等を「生産緑地地区」として都市計画に定めることができます。平成19年度末現在、144カ所、約17.8haが生産緑地地区として都市計画で定められています。この地区においては、建築などの行為が規制されています。

(2) 都市公園等の整備

都市公園等の整備

< 公園海浜課 >

市内の都市公園等の整備状況は表4-2のとおりです。平成19年度末で233カ所、合計面積92.68haの公園が整備されており、市民1人当たりの公園面積は5.36㎡となっています。

主な公園としては、総合公園である「鎌倉海浜公園(7.0ha)」、風致公園である「散在ガ池森林公園(12.9ha)」、「鎌倉中央公園(23.7ha)」、地区公園である「源氏山公園(9.5ha)」、「笛田公園(5.9ha)」などがあります。さらに、街区公園が221カ所(合計面積20.6ha)、都市緑地が6カ所(合計面積6.2ha)あります。このほか市が所有する緑地が82.1haあります。

表 4-2 都市公園等の整備状況

	箇所数	面積(ha)	1人当たり面積(㎡)
平成18年度	226	85.51	4.97
平成19年度	233	92.68	5.36

鎌倉広町緑地

< 公園海浜課 >

平成15年12月に主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園である「都市林」公園としての基本構想を確定しました。この基本構想では、基本理念として①歴史ある鎌倉の緑を市民とともに後世へ継承する。②多様度の高い自然環境特性の保全を図りつつ、良好な自然環境の形成を目指し、古都のイメージを支える都市林として保全・育成を図る。③自然の回復力や再生、遷移等のメカニズムを活用しながら、生き物の生息空間の創出やきめ細かな管理等により、人が介在した自然な空間の保全・創出を目指す。④野生生物の保全、里地・里山の保全、生態的ネットワークの形成といった広町地区に求められる役割への対応とこれらの社会的な課題への貢献を目指す。の4つを定めています。また、「古都鎌倉の緑を継承し、人と自然が織り成す、多様で良好な都市林の保全創出をめざす古都の自然ふれあい都市林—広町の森」を基本コンセプトとし、自然環境の多様性の保全など5つの基本方針をうたっています。そして、この基本構想で定めた基本理念、基本コンセプト及び基本方針に基づき平成16年8月に「仮称」鎌倉広町緑地基本計画を、平成17年7月に基本設計を策定しました。また平成17年6月に都市計画緑地として都市計画決定し、同年12月に事業認可を取得し、事業に着手しました。



写真 4-1 鎌倉広町緑地

(仮称)山崎・台峯緑地の保全

< 公園海浜課 >

平成18年7月に「山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを基本理念とした基本構想を確定しました。

この基本構想で定めた基本理念に基づき、平成19年6月に基本計画を、同年12月に基本設計を確定しました。

確定した基本設計では、動植物に配慮したうえで一部に里山を復元し、継続調査を行いながら貴重な自然環境を保全していくことや自然環境と谷戸景観に配慮し用具庫、トイレや展示案内スペースがある必要最小限の管理用施設を区域の周縁部に設置することとしました。

また、(仮称)山崎・台峯緑地のうち、都市計画公園(風致公園)の都市計画については、平成19年11月に都市計画の変更決定、平成20年1月に事業認可を取得し、事業に着手しました。



写真 4-2 (仮称)山崎・台峯緑地

開発事業等における手続及び基準等に関する条例(旧開発事業指導要綱)に基づく空地の確保 < 道水路管理課 >

鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区においては、良好な市街地環境を形成し、又は歩行者空間の拡充に供するための空地を規則で定める基準により確保しなければならない。』(旧開発事業指導要綱では、『商業系地域その他計画的な市街地整備を行う上で特に重要と認める地区において開発事業を行おうとする場合、事業者は原則として歩道の用に供するまちづくり空地、通り抜け歩道の用に供するまちづくり空地などを設置するように

努めなければならない』)とされています。この制度は平成8年1月から施行されており、平成19年度末現在、大船駅や鎌倉駅の周辺を中心に57カ所、旧開発事業指導要綱で設置された部分と合わせて計約1,818㎡の「まちづくり空地」が確保されています。

(3) 緑化の推進

都市緑地法に基づく特別緑地保全地区の指定

<都市計画課・みどり課>

特別緑地保全地区は、良好な自然環境を形成している緑地を、快適で住みよいまちづくりを目指して将来にわたり保全していくために、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条に基づいて都市計画に定める地区です。平成19年度末現在、6地区(城廻、岡本、昌清院、玉縄城址、常盤山、寺分一丁目)、面積約30.4haが都市計画決定されています(城廻、岡本、昌清院は平成14年4月30日に、玉縄城址は平成15年6月17日に決定、常盤山は平成17年9月13日に決定、寺分一丁目は平成19年12月19日に決定)。

風致地区・開発事業区域内での緑化誘導

<都市計画課・都市景観課・みどり課>

風致地区内行為許可申請、開発許可申請等にあたり、敷地・接道部分の緑化の誘導を行っています。この緑化誘導は、将来において高木、中木、低木等が一体となって良好な環境を形成すること、接道部分は特に緑視効果を高めること等を基準にしており、風致地区における緑化割合は、敷地面積の20%としています。

いけがき等の接道緑化に対する補助(市民の緑化活動への支援)

<みどり課>

接道部分にいけがきを設置または樹木を植栽する人に対し、費用の一部を補助しています。平成19年度は表4-3「まち並みのみどりの奨励事業」のとおり27件、距離にして316.6mの接道緑化に対し補助を行いました。これまでの実績は、接道距離にして14,847.1mに達しており、緑豊かなまち並みの形成に寄与しています。

表 4-3 まち並みのみどりの奨励事業

年 度	件 数(件)	延 長(m)		本 数(本)
		総 延 長	道 路 面	
平成19年度	27	338.5	316.6	897
累計	1,149	22,767.9	14,847.1	62,645

※累計には「いけがき設置奨励事業(昭和55年度～平成12年6月)」の実績が含まれています。

グリーンバンク事業による樹木の活用(市民の緑化活動への支援) <みどり課>

「グリーンバンク」は、市民などから提供された樹木を受け入れ、必要とする家庭などに配布することにより緑化を推進するもので、昭和60年度から行っています。平成19年度は、表4-4のとおり、4件96本を受入れ、9件96本を払い出しています。施行年度からの累計は、受入れ310件2,646本、払出し647件2,482本になっています。

表 4-4 グリーンバンク事業

年度	受入れ		払出し	
	件数(件)	本数(本)	件数(件)	本数(本)
平成19年度	4	96	9	96
累計	310	2,646	647	2,482

公共建物、道路、公園の緑化 <みどり課>

良好な環境を保全するため、公園・道路・緑地・学校その他公共用地の緑化に努めています。昭和47年度からの実績は、延べ170施設、延べ113,296本となっています。

(4) 市民との連携の推進

サクラの植樹 <市民・事業者>

「NPOかまくら緑の会」では、平成19年度はかながわトラスト財団を通じ、国の森づくり財団からの助成を受け、市の木ヤマザクラを覚園寺と八幡宮に植樹しました。

「NPOかまくら緑の会」の活動内容は、111ページを参照してください。

トラスト運動「鎌倉風致保存会」 <市民・事業者> <みどり課>

古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(古都保存法)制定の契機となった市民運動は、わが国初のナショナル・トラスト団体「財団法人鎌倉風致保存会」として存続しています。

財団には556人の会員がおり、その会員が中心となって様々な活動を展開しています。平成19年度には、日本のナショナルトラストの第1号となった御谷山林の手入れをはじめ、笹目緑地、十二所果樹園などで緑地保存活動を行いました。この他、鎌倉の世界遺産登録を目指す活動や中学生の「緑のボランティア」体験など、約80回の行事・活動を実施しました。

市では鎌倉市風致保存基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和58年条例第27号)により、毎年寄付を受け入れています。平成19年度の積立金は、52万円で同額を基金から財団法人鎌倉風致保存会に寄付しています。

鎌倉市緑化まつり

< 市民・事業者 > < みどり課 >

平成19年10月28日(日)、鎌倉海浜公園由比ガ浜地区において、市民に対する緑化意識の高揚と緑化の普及を図ることを目的として、市と緑化関係団体で構成する緑化まつり実行委員会との共催による「鎌倉市緑化まつり」を開催しました。入場者は約2,400人で、参加・協力団体は、みどりの実践団体、造園関係組合などでした。

(5) 公園・緑地等の管理

樹林管理事業等による樹林の維持管理への支援

< 公園海浜課 >

「樹林管理事業」は、歴史的風土保存区域、特別緑地保全地区、近郊緑地保全区域などを対象にして、毎年度地区を定めて樹林の所有者・管理者の申請により、市が自然林の枝払いや人工林の間伐などを行うものです。平成19年度は、長谷・極楽寺地区で行いました。

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例に基づく保存樹林の指定

< みどり課 >

鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年条例第5号)に基づき、健全で、かつ、その集団の樹容が美観上優れている500㎡以上の樹林等を申請により「保存樹林」として指定し、その管理費用の一部を助成しています。平成19年度末現在の指定は219件、約315.4haになります。

(6) 親水性に配慮した河川、海浜などの水辺の整備・保全

クリーンアップかまくら2007 海・まち・山 の実施

< 市民・事業者 > < 環境保全推進課 >

クリーンかまくら連絡会・鎌倉の海を守る会と市は、「みんなでつくるごみの散乱のない美しいまち」に向け「クリーンアップかまくら2007-海・まち・山」として市内一斉清掃を行ないました。当日は午前10時から11時まで清掃活動を行い、自治会、子供会、商店会などの皆様も参加していただきました。詳細は表4-5のとおりです。

表4-5 クリーンアップ実施状況

		参加人数	ごみ収集量
春 季	5月6日(日)「海の部」	雨天のため中止	なし
	5月27日(日)「まち・山の部」	523人	1,690kg
秋 季	9月24日(月)「海の部」	1,078人	4,703kg
	9月30日(日)「まち・山の部」	雨天のため中止	なし

道路、河川などの清掃

< 作業センター >

道路、側溝、河川などを清掃しています。河川清掃は、市内主要河川の雑草の繁茂や散乱ごみ状況を調査するとともに、水の流れに支障をきたしている場所を委託と直営方式によ

り清掃しています。この清掃実績は表 4-6 のとおりです。

表 4-6 河川清掃実績

年 度	(委託)		(直営)	
	清掃河川延べ数(回)	清掃面積(m ²)	清掃河川延べ数(回)	清掃面積(m ²)
平成18年度	22	37,090	24	13,248
平成19年度	21河川	16,110(m)	24河川	7,615(m)

※ 平成19年度から、「清掃河川数」、「清掃距離」に変更しました。

海岸清掃

< 環境保全推進課 >

海岸清掃については、その実施を計画的・効率的に行うため、神奈川県及び相模湾沿岸自治体(8市5町)を中心に企業・団体等の参画を得て、平成3年4月1日に(財)かながわ海岸美化財団を発足させ、海岸清掃実施主体の一元化を図っています。美化財団では、横須賀市の走水海岸から湯河原町の湯河原海岸までの相模湾を中心とする延長約150kmの海岸清掃を実施し、海岸の美化を推進しています。なお、鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況は表 4-7 のとおりです。

表 4-7 鎌倉市内の海岸でのごみの処理状況

単位：トン

	可燃ごみ	不燃ごみ	海 藻	合 計
平成18年度	148	19	4,810	4,977
平成19年度	329	22	4,589	4,940

河川維持管理協力団体による河川清掃

< 市民・事業者 >

自然環境の保全等を目的に活動している団体が河川維持管理協力団体として、市長より委嘱を受け、市内の河川について、良好な環境を維持するため清掃等維持管理作業並びに環境実態調査等を実施しています。

平成19年度に活動した団体と河川名は表 4-8 のとおりです。

表 4-8 維持管理協力団体

協力団体名	委嘱河川名
鎌倉自主探鳥会グループ	佐助川
かまくら環境会議	扇川
鎌倉ホテル保存会	逆川
鎌倉湖エコクラブ	砂押川

2 景観（目標の項目）

目標：豊かな自然環境に恵まれた都市環境を継承・発展させ、魅力的な都市景観へと高めます。

目標達成するための指標

景観計画の策定	平成27年度(2015年度)までに市域全域
景観形成の詳細なルールを定めている地区の指定	平成27年度(2015年度)までに4地区
景観上重要な公共施設の整備方針策定	平成27年度(2015年度)までに県道3路線、 河川(県管理)1、海浜1の5施設
市民・NPOによる景観形成組織の育成	平成27年度(2015年度)までに2組織
風致地区の指定拡大	平成27年度(2015年度)までに167.5haの指 定拡大

鎌倉の都市景観は、豊かな自然環境の中で、先人たちが永年にわたり守り、育て、つくり上げてきたものです。時代を重ねた都市景観は、まちの顔であり、積極的に継承・発展させながら、より魅力的で快適なものへと高めていくことが求められています。

鎌倉市都市景観条例(平成7年条例第10号)は、古都としての風格を基調とし、地域性豊かな都市景観の実現を図り、潤いと安らぎのある快適なまちづくりに寄与することを目的として、平成7年9月に制定され、平成8年7月から施行しています。この条例の制定に先立って、鎌倉市都市景観形成基本計画が平成6年8月に策定され、条例の施行と同時に条例に基づく基本計画として位置づけられました。環境基本計画の「景観」の施策は、この都市景観形成基本計画の「都市景観形成の実現化方策」によるものです。

平成16年6月の景観法制定に伴い、本市は平成17年5月に景観行政団体となりました。

平成19年1月1日に景観計画を策定しました。

また、平成19年度末景観形成の詳細なルールを定めている地区は4地区、景観上重要な公共施設の整備方針を国県道3路線、河川(県管理)1、海浜1の5施設で策定、市民・NPOによる景観形成組織の育成については、市民活動の支援を行いながら検討しています。

鎌倉風致地区は、現在2,194haが指定されており更なる拡大に向けて検討しています。

(1) 良好な都市景観形成の誘導

景観形成地区の指定(地区レベルの景観誘導)

< 都市景観課 >

「景観形成地区」は地域性豊かな都市景観の形成を図るため、市民の皆さんと行政が互いに知恵を出し合いながら、地区ごとの景観づくりの方針や基準を定め、そのルールにしたがってまちづくりを進める制度です。

これまでの地区指定等の状況は表4-9のとおりです。

表 4-9 景観形成地区の指定状況

	地区の名称	地区指定	景観形成の方針等
		基準等策定	
1	由比ガ浜通り(下馬～六地藏) 景観形成地区※	H10. 7. 10	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で快適な歩行空間づくり ・魅力的な建物づくり ・品のあるにぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用
		H13. 8. 1	
2	浄明寺胡桃ヶ谷(住友) 景観形成地区	H11. 1. 11	<ul style="list-style-type: none"> ・ゆとりある住宅地環境の維持、向上 ・建築物の色彩配慮 ・建物用途の混在防止 ・敷地内及び接道部の緑化 ・広告物等や自動販売機の制限
		H12. 3. 15	
3	鎌倉芸術館周辺景観形成地区※	H14. 4. 15	<ul style="list-style-type: none"> ・建物色彩の周囲との調和 ・オープンスペースや敷地内の緑化 ・道路、ストリートファニチャー等色彩の配慮 ・広告物の周辺との調和
		H14. 7. 15	
4	由比ガ浜中央景観形成地区※	H17. 1. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・にぎわいの演出 ・歴史的資産の保全と活用 ・広告物の周辺との調和 ・安全で快適な歩行空間の確保
		H18. 11. 7	

※印のある地区は、平成19年1月1日より、景観法に基づく特定地区計画を策定しています。

景観法に基づく届出制度

< 都市景観課 >

鎌倉市では、平成8年から市の都市景観条例に基づき、一定規模以上の建築物の建築などに対して、そのデザイン等に関する協議を行ってきました。景観法の制定を受けて、平成19年1月1日には、鎌倉市景観計画を策定し、景観法に基づく届出制度に移行させました。平成19年度の届出状況は、表4-10のとおりです。

表 4-10 景観法に基づく届出状況

種 別	内 容	件 数(件)
宅地開発	300㎡以上の土地の区画形質変更など	80
建 築 物	共同住宅、商業ビルの新築など	60
工 作 物	電柱、崖崩れ防止擁壁の新設など	282

景観地区における建築物の認定制度

< 都市景観課 >

平成20年3月1日に、鎌倉駅及び北鎌倉駅周辺を中心とした市街地を対象に景観地区を指定し、建築物の高さの最高限度と屋根・外壁の色彩等の制限を定めました。これに伴い、景観地区において建築物の建築等を行う場合には、事前に市に申請書を提出し、この制限

への適合について、市長の認定を受けることが必要になりました。平成19年度の届出は29件です。

都市計画法に基づく風致地区の指定

< 都市計画課 >

神奈川県風致地区条例(昭和45年神奈川県条例第5号)は、『都市の風致を維持すること』を目的としています。平成19年度末現在、鎌倉風致地区は、第2種約2,033ha、第3種約156ha、第4種約5haの合計約2,194haが指定され、地区内の行為が規制されています。

良好な屋外広告景観の形成

< 都市景観課 >

良好な屋外広告物景観の形成を図るため、市では平成11年4月より、屋外広告物の掲出許可と違反屋外広告物の除去について神奈川県より事務委任を受け、屋外広告物の掲出に対する適正な規制や誘導を行っています。

平成19年度の屋外広告物の許可件数は、3,347件、違反屋外広告物除却件数は、704件です。市では、平成15年9月に「違反屋外広告物除却協力員制度」を創設し、違反屋外広告物への迅速な対応により、違反屋外広告物を掲出させない環境づくり、まちづくりを目指しています。

景観重要建築物等の保存・活用(都市景観資源)

< 都市景観課 >

鎌倉市には、中世からの歴史を持つ社寺仏閣の他に、明治から昭和のはじめのころに建てられた建築物が数多く残されています。これらは、鎌倉における近代の暮らしを彷彿させるとともに地域の景観を印象づける重要な役割を果たしています。

市では平成2年7月に「鎌倉市洋風建築物の保存のための要綱」を定め、貴重な景観資源であるこれらの歴史的建造物の保存と活用に努めてきました。この制度は鎌倉市都市景観条例に引き継がれ、表4-11のとおり「景観重要建築物等」として保存と活用を進めています。

表 4-11 景観重要建築物等一覧

指定No	建築物の名称	所在地	指定年月	備考
第1号	鎌倉文学館(旧前田家別邸)	長谷	平成 2.10	公共施設
第2号	伊藤邸(旧望洋楼)	大町	平成 2.12	住宅
第3号	篠田邸(旧村田邸)	由比ガ浜	平成 3. 3	住宅
第4号	寸松堂	笹目町	平成 4. 2	店舗併用
第5号	日本基督教団鎌倉教会会堂	由比ガ浜	平成 4. 3	教会
第6号	ハリス記念鎌倉幼稚園	由比ガ浜	平成 4. 3	教育施設
第7号	かいひん荘鎌倉	由比ガ浜	平成 4. 8	ホテル
第8号	石川邸(旧里見弴邸)	西御門	平成 6. 2	住宅

第 9号	平成15年指定解除	—	—	—
第10号	川合邸	雪ノ下	平成 7. 1	住 宅
第11号	鎌倉聖ミカエル教会聖堂	小 町	平成 7. 1	教 会
第12号	鎌倉市長谷子ども会館(旧諸戸邸)	長 谷	平成 7. 1	公共施設
第13号	白日堂	長 谷	平成 8. 3	店舗併用
第14号	小池邸	大 船	平成 8. 3	住 宅
第15号	石島邸	雪ノ下	平成 9. 3	住 宅
第16号	旧安保小児科医院	御成町	平成 9. 3	事 務 所
第17号	高野邸	扇ガ谷	平成10. 4	住 宅
第18号	村上邸	西御門	平成11. 12	住 宅
第19号	旅館対僊閣	長 谷	平成12. 10	旅 館
第20号	笹野邸	佐 助	平成13. 1	住 宅
第21号	のり真安齋商店	長 谷	平成13. 5	店舗併用
第22号	三河屋本店	雪ノ下	平成14. 4	店舗併用
第23号	東勝寺橋	小 町	平成14. 4	橋 梁
第24号	榑亭	鎌倉山	平成15. 3	店 舗
第25号	湯浅物産館	雪ノ下	平成15. 3	店舗併用
第26号	ホテル・ニューカマクラ	御成町	平成16. 3	ホ テ ル
第27号	去来庵	山ノ内	平成16. 3	店 舗
第28号	平井家住宅・長屋門	城 廻	平成18. 4	住 宅
第29号	旧華頂宮邸	浄明寺	平成18. 4	公共施設

かまくら景観百選事業の実施(普及、啓発)

< 都市景観課 >

景観づくりに対する市民の関心を高め、地域の景観資源を明らかにしていくことを目的に、平成11年8月に、表4-12のとおり「かまくら景観百選」の選定を行いました。また、平成12年度に、鎌倉のまちの魅力を広く紹介し、地域の景観づくりについての意識向上を図るため、ガイドブックを作成しました。今後は、選出された「百選」が地域固有の景観資源であることの認識を深めるとともに、これらの景観資源を活かした地域の景観づくりを積極的に進めていきます。

表 4-12 かまくら景観百選

系	区 分	番 号	百 選 の 表 題
自然系	見晴らし	1~6	富士の眺め ほか
	海、渚、岬	7~10	材木座海岸 ほか
	背景となる緑	11・12	裏山 ほか
	多様な水環境	13~17	二階堂川 ほか

	動植物との出会い	18・19	花の楽しみ、木の風格 ほか
歴史系	城塞都市のなごり	20～26	切岸(きりぎし) ほか
	中世の都市計画	27～30	釈迦堂口 ほか
	歴史の生きる空間	31～36	高野の切通 ほか
	寺社	37～52	明王院 ほか
生活系	農の風景、漁の風景	53～55	関谷の田園風景 ほか
	格調高い建物	56～61	神奈川県立近代美術館 ほか
	並木・プロムナード	62～65	鎌倉ハイランドの桜並木 ほか
	歩く楽しみ	66～74	天園ハイキングコース ほか
	憩いの場	75・76	源氏山公園 ほか
	乗り物バラエティー	77～80	江ノ電極楽寺駅 ほか
	鎌倉の文化	81～85	八幡宮の行事 ほか
	音の風景	86	杉本寺の晩鐘(聞く)

(2) 市民、事業者への啓発、支援

親子景観セミナー

< 都市景観課 >

将来の鎌倉のまちづくり、景観づくりの担い手となる子供たちとその保護者を対象にタウンウォッチングを通じ、鎌倉の魅力を知ってもらうことを目的に実施しています。

平成19年度のセミナーは、ホテルニューカマクラ、湯浅物産館、三河屋などの景観重要建築物を中心に見学しながらまち歩きを実施しました。都市景観課の職員が建物の概要やまち並みについて説明を行いました。

○ 参加者

小学3年生～5年生までの児童8名と
保護者8名の8組(合計16名)



写真 4-3 親子景観セミナー

3 美化（目標の項目）

目標：住む人と訪れる人との協力で、散乱ごみと落書きのないまちをめざします。

目標達成するための指標

飲料用自動販売機回収容器設置率	平成27年度(2015年度)に95%以上
自治町内会のまち美化クリーンデー実施率	平成27年度(2015年度)に100%
まち美化推進重点区域	平成27年度(2015年度)までに6区域
アダプト・プログラムの実施地区	平成27年度(2015年度)までに5地区

散乱ごみは、まちの美観や都市景観を損ね、居住する市民はもちろん、鎌倉を訪れる観光客にもたいへん悪いイメージを与えるものです。鎌倉市では、平成13年3月に「クリーンかまくら条例」を制定して以来、まち美化行動計画の策定やまち美化推進重点区域の設定を行ったり、クリーン・キャンペーン、まち美化統一クリーンデー、路上禁煙指導などを実施して、まち美化の意識啓発に努めています。

平成19年度末、飲料用自動販売機回収容器設置率は85%、自治町内会のまち美化クリーンデー実施率は63%、まち美化推進重点地区は4地区、アダプト・プログラムの実施地区は5地区です。

（1）散乱ごみ、不法投棄、落書きの未然防止

クリーンかまくら条例

<環境保全推進課>

ごみの散乱のない美しいまちをつくることを目指して、市民と行政が協働して検討を進め、平成13年3月に「鎌倉市みんなでごみの散乱のない美しいまちをつくる条例(平成13年条例第24号)」(クリーンかまくら条例)を制定しました。この条例に基づき、ごみの散乱のない環境を目指した仕組みづくりとして、「まち美化推進協議会」の設置、「まち美化行動計画」の策定、「まち美化推進重点区域」の指定、「まち美化推進員」の委嘱などを行い、行政、市民、事業者、観光客などの滞在者等が連携してまちの美化に対する取組を進めています。

平成19年度にはまち美化行動計画の見直しを行い、平成20年度から平成23年までを計画期間とする第2次まち美化行動計画を策定し、今後、この計画に基づいてさらにまちの美化を推進していきます。

現在、「まち美化推進重点区域」のうち、鎌倉駅東口、北鎌倉駅、及び大船駅東口周辺の人通りの多い区域に路上禁煙指導員を配置して、吸い殻散乱の原因となる歩行喫煙を自粛してもらう啓発活動を実施しています。

観光ごみの散乱を防止するため、観光パンフレット等に自ら出したごみの持ち帰りについて掲載し、観光客等に啓発するとともに、平成7年6月から観光客が多く集まる鎌倉駅東口及び西口、由比ガ浜海岸石碑広場の3カ所に分別式の大型ごみ箱を設置しました。さらに、平成9年6月からは、大船駅東口、北鎌倉駅東側・西側の3カ所に同様の大型ごみ容器を設置しました。これらのごみの収集回数は、平日は1日2回、土・日・祝祭日、1月2・3日は1日3回です。観光ごみの収集量は、表4-13のとおりです。

表 4-13 観光ごみの収集量

	観光客	観光ごみ収集量
平成18年度	1,846万人	79,303kg
平成19年度	1,869万人	76,703kg

不法投棄の防止

< 環境保全推進課 >

市内の山林、道路際、谷戸等、不法投棄されやすい場所をパトロールするとともに、不法投棄防止看板を設置するなど、その未然防止に努めています。不法投棄物は警察と協議のうえ、投棄した者に処理させていますが、個人の土地(空地等)へ投棄されている場合で投棄した者が不明のときは、土地所有者へ連絡し、処理を要請するとともに、不法投棄されないよう指導しています。

落書きの防止

< 環境保全推進課 >

まちの美観及び良好な都市景観を保つことを目的に、落書きのない快適な生活環境をめざし、平成16年12月に「落書き防止条例」を制定し、平成17年4月から施行しました。

平成19年度には、平成20年度から23年度を計画期間とする「落書きのないまちづくり行動計画」を策定し、今後この計画に基づいて、落書きの防止等に取り組んでいきます。

現在、落書き防止の啓発活動、消去活動、通報・パトロール活動を行っています。平成19年度は、通報・パトロールにより、88件104箇所(箇所)の落書きが発見され、平成20年3月までに、81件97箇所(箇所)の落書きが消去されました。

(2) 美化活動の実施

まち美化統一クリーンデーの実施

< 環境保全推進課 >

市では、地域の自治会町内会などの協力を得て、毎月第一日曜日を「まち美化統一クリーンデー」とし、美化活動の推進と市民の美化意識の啓発を図っています。平成19年度の実施団体数は116団体で、これらの団体には、表4-14のとおり奨励金を交付しています。

表 4-14 奨励金交付状況

年 度	実施団体数	奨励金交付額(円)
平成18年度	119	1,247,200
平成19年度	116	1,252,700

※平成11年度に奨励金交付基準改正あり

あき地の適正管理

< 環境保全推進課 >

「鎌倉市あき地の環境保全に関する条例(昭和47年条例第23号)」に基づき、雑草等が繁茂し環境保全上支障のある土地について、その土地の所有者または管理者に対し、除去指導をしています。あき地の調査状況は、表4-15のとおりです。

表 4-15 あき地の調査状況 単位：件

年 度	平成18年度	平成19年度
調査件数	658	488
指導件数	282	350

愛護会等による公園や街路樹の清掃

< 市民・事業者 > < 公園海浜課 >

町内会・自治会・老人クラブ・子供会などが設立した公園愛護会や街路樹愛護会では、公園や街路樹周辺の清掃・除草を定期的に行っています。市では、これらの活動に対し報償金を交付しています。平成19年度に活動した団体数と箇所数は表4-16のとおりです。

表 4-16 愛護会による清掃実績

種 類	団体数	活動箇所数
公園愛護会	前期	78
	後期	80
街路樹愛護会	21	37

アダプト・プログラム

< 市民・事業者 > < 環境保全推進課 >

散乱ごみのないまちをめざし、新しいまち美化の手法「アダプト・プログラム」を県内初の試みとして平成12年10月より実施しています。

アダプト・プログラムとは、ボランティアとなる地域住民や企業が管理者である市や県と取決めを交わし、道路や公園、海岸などの一定区間の公共の場所を定期的に清掃する活動を行い、地元を大切に慈しんでいこうということから名づけられた制度です。

市や県は、アダプト・プログラムの実施区域を示すサイン・ボードの設置や、清掃活動により集められたごみの収集などの支援を行なっています。

現在、若宮大路(県道)で2団体、県立フラワーセンター付近(市道)で1団体、平成18年度から長谷隧道手前から仲ノ坂信号までの市道付近で1団体、また平成19年度から玉縄の七曲坂の市道付近で1団体の計5団体が登録し活動しています。